

駐車場施設ゾーンの施設整備について

駐車場施設ゾーンの事業施行者を一般財団法人小田原市事業協会とすることを妥当と認め、同協会と「小田原駅東口お城通り地区再開発事業における駐車場施設ゾーンの整備等に係る基本方針」を基に事業化に向け、協議を進めています。

○基本方針の内容

- (1) 駐車場施設ゾーンの整備及び管理・運営を担う事業施行者は、一般財団法人小田原市事業協会とする。
- (2) 駐車場施設ゾーン内の市所有地については、借地契約を締結する。(契約方式については定期借地契約等を含め詳細協議を進める)
- (3) 予定スケジュールとしては、平成25年度における施設整備事業に着手、平成26年度中の供用開始を目標とする。
- (4) 施設整備事業に着手するまでの間は、一般財団法人小田原市事業協会に対する行政財産目的外使用許可により、従前に引き続き臨時駐車場用地として暫定利用していく。
- (5) 駐車場施設ゾーン内の民有地について、地権者から買い取りの申し出等があった場合は、当該土地の公有地化が望ましいことから、市が用地取得することに努めるものとする。